

海老名市教育委員会

(平成29年 2月 定例会議事日程)

日時 平成29年 2月10日(金)

午後 2時00分

場所 海老名市役所701会議室

教育長報告

日程第 1 報告第 2号 図書館指定管理解約等請求事件の判決について

日程第 2 議案第 7号 海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について

日程第 3 議案第 8号 海老名市若者(学生)定住促進事業について

海老名市教育委員会
平成29年2月定例会



◇教育長報告

1 主な事業報告

- 1月20日（金） 初任者授業参観（杉久保小）
教育部課題整理・対応ヒアリング
教育委員会1月定例会
教育委員会賀詞交歓会
- 21日（土） 第5回総合教育会議
- 23日（月） よりよい授業づくり学校訪問（門沢橋小）
合格祈願豆腐配布（海西中学校）
- 24日（火） 用務員会議
最高経営会議
海老名青年会議所新年式典
- 25日（水） 週部会
教育部課題整理対応ヒアリング
海老名警察署武道始式
- 26日（木） 初任者授業参観（大谷中）
呉市教育委員会プール視察
外国語教育担当者会
青健連会議
- 27日（金） 情報セキュリティ委員会
市長定例記者会見
教育部課題整理対応ヒアリング
- 29日（日） 新春はやし叩き初め大会
市中総文展示部門
- 30日（月） 教育部課題整理対応ヒアリング
いじめ問題対策連絡協議会
- 31日（火） 指導係28計画進捗状況報告

- 2月 1日（水） 週部会
書道復古紙再生プロジェクト代表者来庁
- 2日（木） 2月校長会議
県央教育長会議
- 3日（金） ひびきあう教育研究発表会（社家小）
学警連協議会
- 4日（土） 海老名市ジュニアリーダーズクラブ創立30周年記念式典
- 6日（月） 大谷小学校朝会
障がい者差別解消法対応団体ヒアリング
学校応援団会議
2月教育委員会臨時会
教育課題研究会
- 7日（火） 新採用予定教員面接
ひびきあう教育研究発表会（大谷小）
- 8日（水） 大谷中学校朝会
教育支援センター運営協議会
新採用予定教員面談
- 9日（木） 週部会
2月教頭会議
新採用予定教員面接
- 10日（金） 図書館指定管理者面談
社会教育委員会議
教育委員会2月定例会



② 小中一貫教育説明会について

平成29年度、市内6中学校区、全小中学校での小中一貫教育の実施に向けて、すでに研究として取り組んでいる有馬中学校区以外の5中学校区で、「小中一貫教育説明会」を2月12日より開催します。予定は、次のとおりです。



- 2 / 12 (日) 海老名中学校区説明会 (杉本小)
- 2 / 26 (日) 大谷中学校区説明会 (国分寺台文化センター)
- 3 / 4 (土) 海西中学校区説明会 (中新田小)
- 3 / 5 (日) 柏ヶ谷中学校区説明会 (柏ヶ谷小)
- 3 / 12 (日) 今泉中学校区説明会 (今泉中)

海老名市としての小中一貫教育の考え方を説明し、各中学校区の代表校長に次年度からの取組について話してもらいます。

③ 海老名市ジュニアリーダーズクラブ創立30周年記念式典について

4日に市役所401会議室で、海老名市ジュニアリーダーズクラブの創立30周年を祝う式典が開催されました。

初代から30年間にわたる大勢の会員の方々とともに、現在もジュニアリーダーがその活動を支援している柏ヶ谷のセイムセイムの方々、福島との交流キャンプの方々が出席していました。

会場は、同窓会の様相で、再会を喜ぶ声がそこいら中から聞こえてきて、あらためて、30年という年月の長さを感じたところです。

仕事の都合上、山梨県から駆けつけたという方は、「今の仕事を進める上で、仲間とともに活動した経験が活かされている。」ということを言っていました。

ジュニアリーダーズクラブの活動については、発足以来、市子連の活動の一部として補助金を受けていましたが、市子連の解散後は、会員が会費を集めて活動を継続していました。

次年度からは、青指連のもとでの活動として、支援していきたいと考えているところです。

以上でございます。

報告第2号

図書館指定管理解約等請求事件の判決について

別紙のとおり、図書館指定管理解約等請求事件の判決について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

平成29年2月10日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

平成29年1月30日横浜地方裁判所から判決があったため

海老名市立図書館の運営管理に関する基本協定の解約等を求める訴訟に ついて

市長を被告として提起されていた住民訴訟については、平成27年12月の訴状提出以来5回の口頭弁論が行われ、平成29年1月30日に横浜地方裁判所から判決が言い渡されました。概要は次のとおりです。

1 事件名

平成27年（行ウ）第69号 図書館指定管理解約等請求事件

2 原告の請求趣旨（概要）

- (1) 被告は、CCC・TRC共同事業体と締結した海老名市立図書館の指定管理に関する基本協定を解約すること
- (2) 被告は、CCCに対する市立図書館の目的外使用許可を取消すこと。また、当該目的外使用許可により生じた損害（106万2,756円）の賠償を、個人としての市長に対して請求すること
- (3) 指定管理者に対して図書館の図書購入を委託してその代金の支払いを代行させることの禁止
- (4) 被告は、個人としての市長に対して、指定管理料の杜撰な経理や違法な改修費支出によって生じた損害（5億9,052万6,000円）の賠償を請求すること

3 請求に対する市の主張

- (1) 上記請求の(1)から(3)については、住民訴訟の請求対象でない、適法な住民監査請求を経ていないなど不適法であるので、却下を求める。
- (2) 上記請求の(4)については、いずれも適法な手続の中で執行されており、違法性がないため、棄却を求める。

4 判決主旨

原告の請求（１）から（３）については不適法であるから却下し、そのほかの請求はいずれも理由がないため棄却する。

5 判決の理由等

（１） 請求の（１）及び（３）について

【裁判所の判断】 **不適法のため却下**

⇒ 地方自治法第242条の2第1項各号の定める住民訴訟の各類型のいずれにも該当しない。

（２） 請求の（２）について

【裁判所の判断】 **不適法のため却下**

⇒ 次の理由により不適法である。

- 現時点で、使用許可の取消しを求める法的利益は存在しない。
- 処分をした行政庁の属する市を被告としなければならない。
- 教育財産の使用料の額の決定及び減免は、使用許可とは別の手続である。許可権限のない被告が誤って許可をしたからといって使用許可の性質が変わるものではなく、財務会計上の財産管理行為にあたらなため、住民訴訟の対象ではない。

（３） 請求の（４）について

【裁判所の判断】 **請求の理由がないため棄却**

⇒ 次の理由により、損害賠償を求める理由がない。

- 指定管理料の経理について、平成26年度指定管理料のうち未執行分は市に返還済みであり、市に損害が生じていない。
- 改修工事は募集要項に提案が義務付けられ応募内容に含まれていたものであり、改修費用の内訳には自主事業に関する費用は含まれていない。

議案第7号

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則（平成2年教委規則第5号）の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成29年2月10日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

扇町北側市街化区域及び海老名駅駅間地区の住居表示等に伴う所要の措置のため

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部改正について

1 改正の理由

扇町北側市街化区域（上郷・下今泉・上今泉の各一部）及び海老名駅駅間地区（上郷の一部）の住居表示事業が平成 29 年 2 月 13 日に実施されること等に伴い、該当する小中学校の通学区域を改正するため。

2 改正の内容

別紙新旧対象表のとおり

3 施行期日

平成 29 年 2 月 13 日

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則の一部を改正する
規則

海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則(平成2年教委規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1小学校通学区域の表海老名小学校の項中「1509番地から1605番地まで」を「1510番地から1605番地まで」に改め、同表有鹿小学校の項中「上郷381番地から511番地まで、511番地から599番地まで、601番地から621番地まで、937番地から951番地まで、1075番地から1126番地まで」を「上郷381番地から473番地まで、675番地から765番地まで、790番地から878番地まで、937番地から951番地まで」に改め、同項に「めぐみ町1番、6番、7番」を加え、同表今泉小学校の項中「上郷512番地から514番地まで、600番地」を「めぐみ町2番から5番まで」に改め、「下今泉738番地、741番地、742番地、745番地から749番地まで、803番地、810番地、879番地、880番地」を削り、「上今泉1633番地から2120番地まで」を「上今泉1633番地から2044番地まで」に改め、同項に「泉一丁目」、「泉二丁目」を加え、中学校通学区域の表海西中学校の項中「上郷381番地から511番地まで、515番地から599番地まで、601番地から621番地まで、937番地から951番地まで、1075番地から1126番地まで」を「上郷381番地から473番地まで、675番地から765番地まで、790番地から878番地まで、937番地から951番地まで」に改め、同項に「めぐみ町1番、6番、7番」を加え、同表今泉中学校の項中「下今泉738番地、741番地、742番地、745番地から749番地まで、803番地、810番地、879番地、880番地」を削り、「上今泉1633番地から2120番地まで」を「上今泉1633番地から2044番地まで」に改め、「上郷512番地から514番地まで、600番地」を「めぐみ町2番から5番まで」に改め、同項に「泉一丁目」、「泉二丁目」を加える。

附 則

この規則は、平成29年2月13日から施行する。

新		旧	
海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則 平成2年12月1日 教委規則第5号 (趣旨) 第1条から第20条まで 略 附 則 この規則は、平成29年2月13日から施行する。 別表第1 (第4条関係)		海老名市立学校における学校教育法の施行に関する規則 平成2年12月1日 教委規則第5号 (趣旨) 第1条から第20条まで 略 別表第1 (第4条関係)	
小 学 校 通 学 区 域		小 学 校 通 学 区 域	
学 校 名	通 学 区 域	学 校 名	通 学 区 域
海老名小学校	略 河原口1356番地から1360番地まで、1364番地から1387番地まで、 <u>1510番地から1605番地まで</u>	海老名小学校	略 河原口1356番地から1360番地まで、1364番地から1387番地まで、 <u>1509番地から1605番地まで</u>
柏ヶ谷小学校	略	柏ヶ谷小学校	略
有鹿小学校	略 <u>上郷381番地から473番地まで、675番地から765番地まで、790番地から878番地まで、937番地から951番地まで</u> <u>めぐみ町1番、6番、7番</u>	有鹿小学校	略 <u>上郷381番地から511番地まで、515番地から599番地まで、601番地から621番地まで、937番地から951番地まで、1075番地から1126番地まで</u>
有馬小学校から杉久保小学校	略	有馬小学校から杉久保小学校	略
今泉小学校	略 <u>めぐみ町2番から5番まで</u> 略 <u>上今泉1633番地から2044番地まで</u> <u>泉一丁目</u> <u>泉二丁目</u>	今泉小学校	略 <u>上郷512番地から514番地まで、600番地</u> 略 <u>上今泉1633番地から2120番地まで</u>
杉本小学校	略	杉本小学校	略
中 学 校 通 学 区 域		中 学 校 通 学 区 域	
海老名中学校、有馬中学校	略	海老名中学校、有馬中学校	略
海西中学校	略 <u>上郷381番地から473番地まで、675番地から765番地まで、790番地から878番地まで、937番地から951番地まで</u> 略 <u>めぐみ町1番、6番、7番</u>	海西中学校	略 <u>上郷381番地から511番地まで、515番地から599番地まで、601番地から621番地まで、937番地から951番地まで、1075番地から1126番地まで</u> 略

柏ヶ谷中学校、大谷中学校	略
今泉中学校	略 <u>上今泉 1633 番地から 2044 番地まで</u> 略 <u>泉一丁目</u> <u>泉二丁目</u>

別表第 2 (第 4 条関係)
略

柏ヶ谷中学校、大谷中学校	略
今泉中学校	略 <u>上今泉 1633 番地から 2120 番地まで</u> 略 <u>上郷 512 番地から 514 番地まで、600 番地</u>

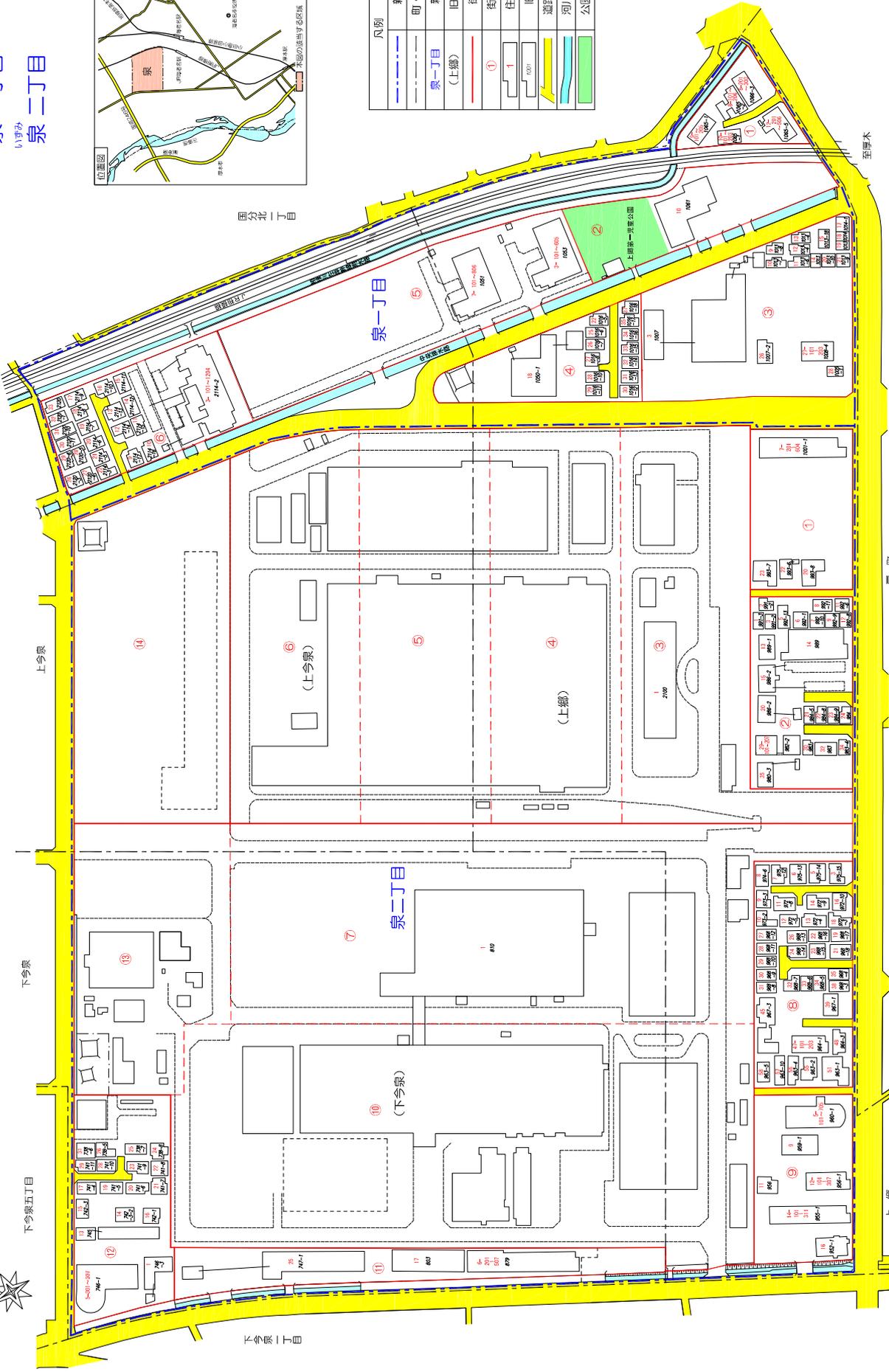
別表第 2 (第 4 条関係)
略

海老名市住居表示新旧对照案内図

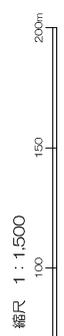
いずみ
泉一丁目
いずみ
泉二丁目



凡例	新旧界
---	新町界
---	町・大字界
---	新町名
---	旧大字名
---	街区界
①	街区符号
1	住居番号
1000	旧番地
---	道路・私道
---	河川・水路
---	公園・広場



平成28年10月10日調査
平成29年2月13日施行
海老名市役所



縮尺 1 : 1,500

至厚木

町

上郷

至入谷

上今泉

下今泉

下今泉五丁目

泉北二丁目

泉一丁目

泉二丁目

下今泉一丁目

議案第8号

海老名市若者（学生）定住促進事業について

別紙のとおり、海老名市若者（学生）定住促進事業について、議決を求める。

平成29年2月10日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

若者をターゲットとした市への定住促進事業として、奨学金返還補助事業を実施したため

若者（学生）定住促進事業について

標記事業につきましては、昨年度、市が策定した「海老名市かがやき持続総合戦略」の 4 つの基本目標の中のひとつ、「若者の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を達成するための施策として、平成 29 年度から実施を予定しているものであります。

本事業により、市がさらに多くの方から愛され、住み続けたいと感じていただけるまちになることを目指し、現在、鋭意準備を進めているところであります。

つきましては、本事業の円滑な事業開始を行うため、下記のとおり大学等への P R 活動や「広報えびな」での周知を行いたく、ご理解のほど、お願い申し上げます。

記

1. 事業について

若者をターゲットとした市への定住促進事業として、「学生家賃補助事業」及び「奨学金返還補助事業」を行います。

2. P R 活動等での周知内容（概要）について

別添「広報内容（抜粋）」のとおり

3. 今後の P R スケジュールについて

平成 29 年 2 月 15 日 「広報えびな」に事業概要を掲載。また、問い合わせ等があった場合の制度概要を説明。（各事務担当にて）

2 月中旬～ 大学等関係機関へ対象者向けの P R 開始

4. 事務担当について

- ・制度全般について・・・財務部企画財政課
- ・学生家賃補助事業・・・まちづくり部住宅公園課
- ・奨学金返還補助事業・・・教育部学び支援課

将来を担う世代への支援

若者（学生）の定住促進事業を始めます

問 企画財政課 ☎ (235) 4634

学生家賃補助事業 問 住宅公園課 ☎ (235) 9604

- ▼事業年度 平成 29 年度～32 年度（4 年間）
- ▼対 象 大学など（大学・大学院・短期大学・専修学校専門課程）に在籍している方または進学を予定している方、ことし 1 月 2 日以降に市に転入した方。
- ▼募集人員 各年度先着 10 名程度
- ▼補助額 家賃月額額の 1/2（上限月額 2 万円）
- ▼条 件 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などを利用した市のシティプロモーションの実施または市のイベントなどへの年 1 回以上の参加

奨学金返還補助事業 問 学び支援課 ☎ (235) 4926

- ▼事業年度 平成 29 年度～30 年度（2 年間。ただし、実績などを検証し、事業延長を検討する場合あり。）
- ▼対 象 奨学金の返還開始から 1～2 年目の、市に転入した方および市内在住の方。転入者はことし 1 月 2 日以降に転入した方、市内在住者はことし 1 月 1 日以前から市に住民登録のある方。なお、市内在住の方については、世帯最上位所得者の所得 300 万円以下の制限あり。
- ▼定 員 予算の範囲内で実施
- ▼補助額 奨学金返還額の 1/2（上限月額 2 万円）

詳細は、市ホームページまたは電話にてお問い合わせください。
※本事業の実施は、平成 29 年度予算の成立が前提となります。